

随意契約（相手方指定）調書

件名	保育園給食調理業務委託（継続分）
履行期間	令和5年4月1日から令和8年3月31日まで（長期継続契約）
契約締結日	令和5年4月1日
備考	総価契約
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。

項目	契約番号	件名	契約相手方	契約金額 (税込)
1	No.5200234	保育園給食調理業務委託（第二南千住保育園）	一富士フードサービス株式会社 関東支社 法人番号：9120001109274	23,046,711円 (令和5年度分)
2	No.5200235	保育園給食調理業務委託（第二東日暮里保育園）	株式会社NECライベックス 法人番号：6010401004873	23,030,298円 (令和5年度分)
3	No.5200236	保育園給食調理業務委託（熊野前保育園）	株式会社東京天竜 法人番号：6010001005280	27,487,608円 (令和5年度分)
4	No.5200237	保育園給食調理業務委託（原保育園）	株式会社メフォス 法人番号：8010401093122	23,017,406円 (令和5年度分)
5	No.5200238	保育園給食調理業務委託（荒川さつき保育園）	株式会社藤江 法人番号：1010601005206	22,176,000円 (令和5年度分)

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>保育園給食調理業務委託（継続分）</p>
<p>選定業者 （案）</p>	<p>○ 対象園は、今年度末で3年間の委託期間が満了する保育園5園 ○ 対象となる保育園及び指名業者（案）は、次ページのとおり</p>
<p>特 命 理 由</p>	<p>本件は、区立保育園の園児向け給食の調理業務委託である。 主管課からは、部の機種・業者選定委員会の了承を得て、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 上記の給食調理業務委託は、令和2年度から3年間の長期継続契約が終了し、更新時期を迎えたものである。 保育園給食は、継続的に安定した給食の提供を行う必要があるが、更新時期に際し履行状況が良好である場合において、現受託者に委託を継続することが妥当であると考えられる。</p> <p>② 主管課において外部委員を含む継続審査会により、「調理の安定的な履行」「安全衛生管理」「アレルギー、行事食等への対応」など多岐にわたる審査に加え、外部委員に依頼して、調理現場の視察、作業体制の確認なども行っており、総合的な審査結果は良好であったことから、委託を継続することが適当である。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p> <p>○本件は、長期継続契約とする契約を定める条例（平成17年条例第56号）及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの長期継続契約を締結する。</p>

指名業者一覧（案）

- 1 第二南千住保育園
業者名 一富士フードサービス株式会社 関東支社
所在地 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
代表者 常務取締役関東支社長 中野 宏勝

- 2 第二東日暮里保育園
業者名 株式会社NECライベックス
所在地 東京都港区三田一丁目4番28号
代表者 代表取締役 取屋 憲治

- 3 熊野前保育園
業者名 株式会社東京天竜
所在地 東京都文京区本郷二丁目27番20号
代表者 代表取締役 東 雅臣

- 4 原保育園
業者名 株式会社メフォス
所在地 東京都赤坂二丁目23番1号
代表者 代表取締役 長江 孝之

- 5 荒川さつき保育園
業者名 株式会社藤江
所在地 東京都墨田区両国一丁目10番7号
代表者 代表取締役 益子 純子